

お知らせ

国民健康保険被保者の皆さまへ案内
■問い合わせ 国民健康保険課
(内線3713・3714・3726)

出産育児一時金の支給

国民健康保険被保険者が出産したとき、申請すると出産育児一時金が支給されます。また、妊娠85日以上であれば流産・死産の場合でも支給されます。

支給要件

①出産日時時点で浦添市国民健康保険の加入者であること

②以前勤めていた職場の健康保険などから出産育児一時金の支給を受けていないこと

なお、医療費支払いの際「直接支払制度」を利用すれば、国民健康保険から直接医療機関へ出産育児一時金が医療費として支払われるので、医療機関窓口では、出産育児一時金を超えた分のみの支払いで済みます。

「直接支払制度」の利用の際には医療機関に保険証を提示してください。

葬祭費の支給

国民健康保険被保険者が亡くなったとき、申請するとその者の葬祭を行った者（喪主）に対し、葬祭費

として3万円支給されます。

全額支払った医療費などの一部を払い戻し（療養費）

医療機関の窓口で医療費などを一旦全額支払った場合、申請すると支払った費用の一部が払い戻されます。ただし、医療費等を支払った日の翌日から2年を過ぎると申請できませんので、ご注意ください。なお、払い戻しが認められない場合もありますので、詳しくは国民健康保険課まで問い合わせください。

標準負担額減額認定証を使用の方は入院時の食事療養費の差額を支給します

やむを得ない理由で入院先へ「標準負担額減額認定証」を提示できず、通常の食事代負担額を支払った場合は、申請すると食事代の差額分が支給されます。

各給付の申請方法

国民健康保険課窓口へ必要書類をご持参の上、申請してください。申請書類は、市ホームページにてご確認ください。お問い合わせください。

お薬代を軽減するコツ
～ジェネリック医薬品を利用しよう～

ジェネリック医薬品って？
金額はどのくらい変わるの
だろう？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、これまで有効性や安全性が実証されてきた新薬と同等と認められた低価格なお薬です。

ジェネリック医薬品は、研究開発や審査等の各種手続きなどにかかる開発コストを抑えられるため、国が価格を新薬の約2～7割に設定しています。

低価格でも、新薬と同じ有効成分で、体内への吸収を調べる試験により、有効性・安全性が同等であることを保証しています。

糖尿病や高血圧症、高脂血症、骨粗しょう症など、長期間お薬を飲み続ける疾患の場合は、低薬価であるジェネリック医薬品を選ぶと、新薬を選んだ場合に比べ自己負担が軽くなります。



医薬品

医薬品には下記のような種類があります。

一般用医薬品

医師の処方せんを必要とせず、薬局等で購入できる薬。

医療用医薬品

病院やクリニックなどで医師から処方される薬

新薬（先発医薬品）

新規に開発され、発売されたばかりの薬。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）

新薬の特許が切れ他メーカーで発売された薬。
新薬の特許が切れると、他メーカーも同じ成分のお薬を製造し、販売できるようになります。これが「ジェネリック医薬品」です。

浦添市から転出する方・
国保から他の健康保険へ
加入する方へ

お勤め先で健康保険に加入した後や他市町村に転出した後などに医療機関等で浦添市の保険証を使って受診した場合は、給付費の返還を求められることがあります。

これは本来、職場の健康保険や転出先の市町村が負担すべき医療費の一部を浦添市が負担した形になっており、浦添市が負担した医療費を返還していただく必要があります。

これを給付費返還金といい、該当する世帯へは、浦添市国民健康保険課から給付費返還金請求書を送付します。

国民健康保険の資格喪失後、加入している健康保険の保険証が手元に届いていない間に医療機関等で受診が必要になった場合は、加入している健康保険（お勤め先や転出先市町村の国民健康保険担当窓口など）へご相談ください。



お知らせ

**児童扶養手当及び
特別児童扶養手当の制度について**
■問い合わせ 児童家庭課 (内線3613)

○児童扶養手当

父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。（外国人の方も、支給の対象です。また、公的年金等が低額の場合、併給できるようにしました）

※児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方、一定程度の障がいのある20歳未満の方。

支給対象

次の①～⑥のいずれかに該当する児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくしている父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する方。
①父母が婚姻を解消した児童
②父又は母が死亡した児童
③父又は母が一定程度の障がいにある児童
④父又は母の生死が明らか

でない児童

⑤父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
⑥その他（父又は母が1年以上遺棄している児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など）

○特別児童扶養手当

身体や精神に一定程度の障がいのある20歳未満の児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

支給対象

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童を監護する父又は母。もしくは父母に代わって養育している方。

※これらの手当を受給するためには窓口での申請が必要です。

所得制限、その他要件があります。支給要件に該当するかは申請相談時に確認しますので、該当しない場合もあります。



お知らせ

**MR2期・水痘・高齢者肺炎球菌予防接種
（経過措置）の期限は、平成27年3月31日までです！**
■問い合わせ 浦添市保健相談センター 予防係
☎875-2100

平成26年度のMR2期・水痘・高齢者肺炎球菌の予防接種の公費負担は平成27年3月31日（火）までです。対象者である下の表の年齢・生年月日の方は経過措置の期限を過ぎると、全額自己負担となります。

予防接種は、感染症の発症やかかった場合の重症化予防に有効です。市から送付された通知や親子健康手帳等を確認し、まだ接種していない方はこの機会にぜひ予防接種を受けましょう。

※麻疹・風しん・水痘にかかった子や、すでに接種完了している子は接種する必要はありません。

※過去5年以内に高齢者肺炎球菌の予防接種を受けた方は、接種する必要はありません。

予防接種	接種対象者	対象者の生年月日
MR（麻疹・風しん混合）2期	5・6歳のお子さま	平成20年4月2日生～平成21年4月1日生
水痘（水ぼうそう）	平成26年度内で3・4歳のお子さま	平成22年4月1日生～平成24年4月1日生
高齢者の肺炎球菌	平成26年度内で65歳になる方	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生
	70歳になる方	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生
	75歳になる方	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生
	80歳になる方	昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生
	85歳になる方	昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生
	90歳になる方	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生
	95歳になる方	大正8年4月2日生～大正9年4月1日生
	100歳になる方	大正3年4月2日生～大正4年4月1日生
	101歳以上の方	大正3年4月1日以前の生まれの方

